

随意契約の公表（令和6年度上半期）

対象：予定価格250万円以上の工事

課名	契約の相手方		工事名等				工事着手 時期	工事完成 時期	契約額 (税抜)	契約業者を選定した理由
	商号又は名称	住所	工事名	場所	種別	概要				
資源リサイクル課	カナデビア(株) 東京本社	東京都品川区南 大井6-26-3	ごみ焼却処理施設定期 補修工事	朝霞市大字浜崎3 90-45	清掃施設工事	燃焼設備、排ガス処理設 備、灰出し設備、電気計 装設備の整備	R6.7.19	R7.3.21	109,500,000	和光市とのごみ処理広域化の協議に伴い、新施設の整備完了・稼働までの期間が6年程度必要なことから、現施設の安定稼働を維持するための補修工事に、施設の設計施工業者であるカナデビア株式会社の技術・知見が必要となるため選定した。 ＜地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用＞
資源リサイクル課	カナデビア(株) 東京本社	東京都品川区南 大井6-26-3	ごみ焼却処理施設整備 工事	朝霞市大字浜崎3 90-45	清掃施設工事	電気計装設備、焼却設備 の整備	R6.9.12	R7.3.21	61,300,000	和光市とのごみ処理広域化の協議に伴い、新施設の整備完了・稼働までの期間が6年程度必要なことから、現施設の安定稼働を維持するための補修工事に、施設の設計施工業者であるカナデビア(株)の技術・知見が必要となるため選定した。 ＜地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用＞
資源リサイクル課	新明和工業(株)	東京都台東区上 野7-12-14	プラスチック類処理施 設整備工事	朝霞市大字浜崎3 90-45	清掃施設工事	ペットボトル圧縮梱包 機、プラスチック類搬送 コンベア、プラスチック 類圧縮梱包機、ペットボ トル受入供給コンベアの 整備	R6.7.8	R6.12.27	24,800,000	整備対象の機器は、プラスチック等処理に重要な機器であり、経年劣化による機器不良を未然に防ぐため、点検結果に基づき整備するものである。修理においては、処理及び性能維持のため整備対象に特殊な部品を使用することから、円滑な備品供給や設計意図に基づく機能回復作業が求められるため、当施設設計・施工監理会社である新明和工業(株)を選定した。 ＜地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用＞
資源リサイクル課	クボタ環境エン 지니어リング (株)	東京都中央区京 橋2-1-3	粗大ごみ処理施設整備 工事	朝霞市大字浜崎3 90-45	機械器具設置 工事	可燃物積込ホッパ整備、 破碎機整備	R6.7.8	R7.3.21	22,300,000	整備対象の機器は、破碎に関する重要な機器であり、特殊な部品を使用する破碎機であることから、円滑な備品供給や設計意図に基づく機能回復作業が求められるため、製造会社であるクボタ環境エンジニアリング(株)を選定した。 ＜地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用＞
道路整備課	産児商事(株)	さいたま市大宮 区北袋町1-82	内間木排水機場No.2排 水ポンプ駆動用遠心ク ラッチ他設備修繕	朝霞市大字下内間 木地内	土木工事	内間木排水機場No.2排水 ポンプ駆動用遠心クラッ チの分解・整備・組立、 制御用及び機開始動用蓄 電池交換	R6.8.30	R7.3.28	18,159,000	No.2排水ポンプ駆動用遠心クラッチ及び機開始動用蓄電池の修繕については、関連機器の設計や製作等により工期を1年近く要するが、内間木排水機場の保守点検の受託者でもあり、現場の特性や排水主ポンプの状況を熟知している産児商事株式会社が施工することで、適切な品質を確保した上で、4ヶ月程度工期を短縮し、来年の出水期に間に合う見込みがあることから選定した。 ＜地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用＞
下水道施設課	(株)富岡組	朝霞市根岸台3- 14-15	市道1号線人孔蓋修繕 工事	朝霞市本町1丁目 地内	土木工事	人孔蓋取替工及び 高さ調整 6か所 (汚水3か所、雨水3か 所)	R6.6.19	R6.7.26	2,805,000	道路整備課発注の舗装改修工事に伴い施工する工事であるため、舗装改修工事と同一施工者に施工させることで、工事の円滑かつ適切な施工を確保できることから、舗装改修工事の受注業者である(株)富岡組と1者指名にて随意契約を締結した。 ＜地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号を適用＞
下水道施設課	荏原実業(株) 関東支社	さいたま市浦和 区岸町7-1-4	仲町中継ポンプ場No.5 ポンプ交換工事	朝霞市仲町 2丁目10番 50号 (仲町中継 ポンプ場)	水道施設工事	仲町中継ポンプ場 No.5ポンプの交換	R6.7.30	R7.3.19	13,500,000	仲町中継ポンプ場のポンプは操作盤と一体となっており、既存施設と密接不可分な関係にあることから、仲町中継ポンプ場の24時間稼働に支障が生じないように、汚水ポンプの製造、修繕及び設置に実績があり、現地を熟知している荏原実業(株)関東支社と1者指名にて随意契約を締結した。 ＜地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号を適用＞

随意契約の公表（令和6年度上半期）

対象：予定価格250万円以上の工事

課名	契約の相手方		工事名等				工事着手 時期	工事完成 時期	契約額 (税抜)	契約業者を選定した理由
	商号又は名称	住所	工事名	場所	種別	概要				
下水道施設課	五島工業(株)	朝霞市岡1-1-1	市道2002号線人孔蓋修繕工事（污水）	朝霞市浜崎4丁目地内	土木工事	人孔蓋取替工及び高さ調整工 9か所（污水9か所）	R6.9.11	R6.10.31	1,945,000	道路整備課発注の舗装改修工事に伴い施工する工事であるため、舗装改修工事であるため、舗装改修工事と同一施工者に施工させることで、工事の円滑かつ適切な施工を確保できることから、舗装改修工事の受注業者である五島工業（株）と1者指名にて随意契約を締結した。 ＜地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号を適用＞
下水道施設課	初雁・五島特定建設工事共同企業体	川越市大字鯨井1705-2	支線7号線他下水工事に伴う付帯工事	朝霞市栄町4丁目地内	土木工事	マンホール更生工	R6.5.27	R6.8.30	4,455,000	支線7号線他下水工事による新設污水管の施工が行われている中で、当該工事を施工するためには、お互いの工事状況を調整しながら施工する必要があったため、同業者と随意契約した。 ＜地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号を適用＞
水道施設課	荏原商事(株) 関東支社	さいたま市大宮区錦町682-2	岡浄水場No.2配水ポンプ修繕工事	朝霞市岡2丁目2番43号（岡浄水場）	水道施設工事	配水ポンプ内部の消耗部品の交換及び調整、工事持込み分解点検清掃	R6.7.22	R7.3.14	4,400,000	当該配水ポンプは（株）荏原製で、本工事はポンプを同社工場に持ち込み、メーカー指定の分解点検や消耗部品交換、芯出し運転調整等を行うものである。この工事にあたっては製造メーカーが保有する整備基準値や専門的な技術を要し、整備後の一貫した性能保証も持たせる必要がある。よって、本工事を確実に履行できる者は、（株）荏原の指定特約店で、過去に同工事の請負実績がある荏原商事（株）以外にないため、同社と随意契約を行った。 ＜地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号を適用＞
水道施設課	昱(株) 北関東支店	さいたま市大宮区桜木町1-11-9	泉水浄水場No.4配水ポンプ修繕工事	朝霞市泉水2丁目13番1号（泉水浄水場）	水道施設工事	配水ポンプ内部の消耗部品の交換、調整及び工事持込み分解点検清掃	R6.6.18	R7.2.28	3,400,000	当該配水ポンプは（株）日立製作所製で、本工事はポンプを同社工場に持ち込み、メーカー指定の分解点検や消耗部品交換、芯出し運転調整等を行うものである。この工事にあたっては製造メーカーが保有する整備基準値や専門的な技術を要し、整備後の一貫した性能保証も持たせる必要がある。よって、本工事を確実に履行できる者は、（株）日立製作所の指定特約店で、過去に同工事の請負実績がある昱（株）以外にないため、同社と随意契約を行った。 ＜地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号を適用＞
教育総務課	(株)環境テクノ	朝霞市大字溝沼1292-1	朝霞第十小学校職員室系統空調更新工事	朝霞市大字溝沼828番地の1（朝霞第十小学校）	電気工事	職員室系統空調機故障による更新工事	R6.5.7	R6.6.28	3,432,000	令和6年4月19日に経年劣化による部品の故障が原因で空調機が故障したが、空調機設置から20年近く経過しており、当該部品の製造が中止しているため空調機の入替えが必要となった。猛暑への対応のため早急の実施する必要があり、資機材の手配等を考慮すると、今後の入札日程では空調を必要とする時期までに交換工事が完了しないため、4者による見積もり合わせの上、当該業者に決定した。 ＜地方自治法施行令第167条の2第1項第5号を適用＞
学校給食課	川重冷熱工業(株) 東日本支社	江東区木場1-5-25 深川ギャザリアタワーS棟5階	貫流ボイラ耐圧部交換工事	朝霞市浜崎4丁目13番63号（浜崎学校給食センター）	機械器具設置工事	浜崎学校給食センターで使用する貫流ボイラ耐圧部（1基）を更新する	R6.5.10	R7.1.31	5,857,000	施設で使用するボイラの耐熱部のみを交換する工事であり、製造メーカーによる施工となるため。 ＜地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用＞
生涯学習・スポーツ課	永田建設(株)	深谷市永田1748番地	武道館耐震等改修工事に伴う剣道場吹付材アスベスト撤去工事	朝霞市本町1丁目12番3号（武道館）	解体工事	武道館3階剣道場屋根裏の吹付材アスベスト撤去工事	R6.4.25	R6.7.31	16,775,000	適切な現場の安全管理及び工程への影響を最小限に留めることを考慮し、また、仮設物等を武道館耐震改修等工事と兼用することで安価に契約できる見込みであるため。 ＜地方自治法施行令第167条の2第1項第6号を適用＞

随意契約の公表（令和6年度上半期）

対象：予定価格250万円以上の工事

課名	契約の相手方		工事名等				工事着手 時期	工事完成 時期	契約額 (税抜)	契約業者を選定した理由
	商号又は名称	住所	工事名	場所	種別	概要				
生涯学習・スポーツ課	永田建設(株)	深谷市永田1748番地	武道館耐震等工事に伴うサッシ廻り修繕工事	朝霞市本町1丁目12番3号(武道館)	建築工事	サッシ周りの躯体補修工事	R6.9.11	R6.11.30	2,450,000	適切な現場の安全管理及び工程への影響を最小限に留めることを考慮し、また、仮設物等を武道館耐震改修等工事と兼用することで工期短縮・経費節減に有利と認められるため。 <u><地方自治法施行令第167条の2第1項第6号を適用></u>
中央公民館	イチコー工業(株)	朝霞市溝沼2-10-25	北朝霞公民館空調和設備改修工事	朝霞市朝志ヶ丘1丁目4番1号(北朝霞公民館)	管工事	既存空調設備の改修工事	R6.6.11	R7.3.14	21,780,000	本工事は令和6年5月16日に入札を行ったが、参加者1名で不調になり、再度入札をする時間的余裕もないため、入札参加者であるイチコー工業(株)を選定した。 <u><地方自治法施行令第167条の2第1項第8号を適用></u>